

前橋市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の改正について（議案第112号）

公園緑地課

1 改正の理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（政令）の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

園路及び広場における高齢者、障害者等の転落を防止するための設備の設置を定める規定において、政令の引用条項を改める。

3 施行期日

公布の日